

# 年金制度について

山口県市町村職員共済組合 年金課

これからのスケジュール（令和4年度60歳定年退職者の場合）

年 齢	できごと		繰上げ 請求期間	繰下げ 請求期間
	一般組合員	特定消防組合員		
60歳 (令和4年度)	定年退職（令和5年3月31日）		60歳	
61歳 (令和5年度)		年金待機者説明会（予定）	↑ ↓	
62歳 (令和6年度)		老齢厚生年金受給権発生 (特別支給)		
64歳 (令和8年度)	年金待機者説明会（予定）	障害年金請求最終年（65歳の誕生日の前々日まで）		64歳
65歳 (令和9年度)	老齢厚生年金受給権発生（本来支給） 退職等年金給付（退職年金）受給権発生			
66歳 (令和10年度)				66歳
				↑ ↓
75歳 (令和19年度)				

# 目 次

I	年金制度について	1 ページ
II	老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給	6 ページ
III	老齢厚生年金等の請求手続き	14 ページ
IV	受給開始後に年金が改定または停止になるとき	15 ページ
V	老齢厚生年金以外の年金について	19 ページ
VI	老齢厚生年金以外の年金を受けられるとき	25 ページ
VII	その他厚生年金制度の概要	27 ページ
VIII	退職等年金給付	29 ページ
IX	年金の支給日	30 ページ
X	年金に関する届出	31 ページ
XI	年金相談窓口	38 ページ

## 特定消防組合員

- I 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給 . . . 44 ページ
- II 老齢厚生年金等の請求手続き . . . . . 49 ページ
- III 受給開始後に年金が改定または停止になるとき . . . . . 51 ページ

## 繰上げ・繰下げ請求

- I 老齢厚生年金等の請求手続き . . . . . 58 ページ

※ 本資料は、作成日（令和4年6月1日）時点の法令の規定に基づき作成しており、今後の法改正により取扱いなどが変更となる可能性があります。

なお、資料中の率および金額は令和4年度の数値となります。

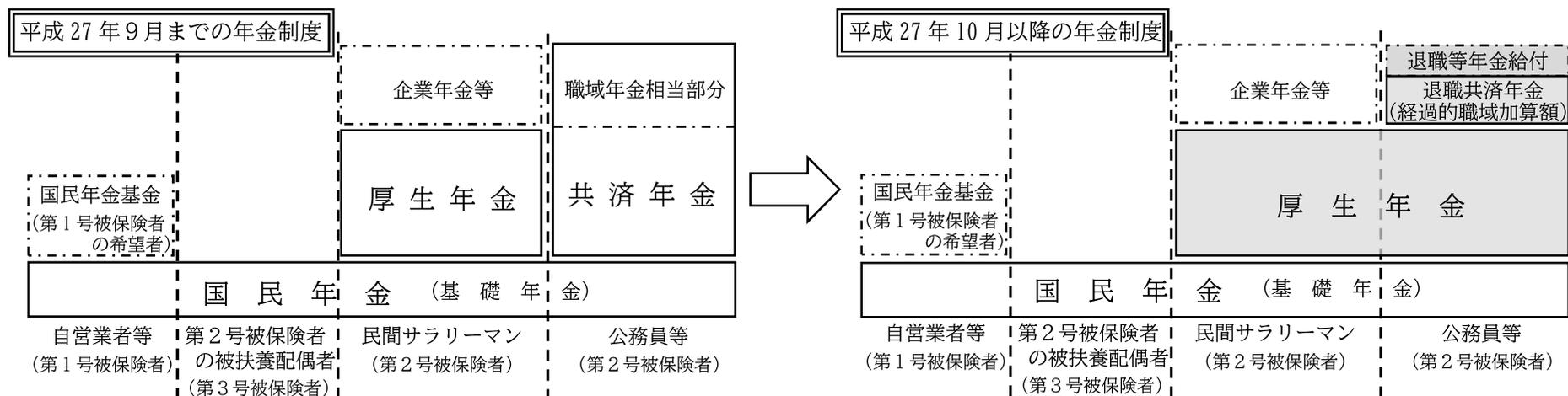
# I 年金制度について

## 1 年金制度について

国民年金（基礎年金）制度は、昭和 61 年 4 月から全国民を対象としてスタートし、共済組合の組合員やその被扶養者である配偶者（被扶養配偶者＝第 3 号被保険者といいます。）にも適用されました。そして、その上乗せの年金となる被用者年金制度は、年金制度の安定性を高めるとともに、公務員、民間被用者等を通じ公平性を確保するため、平成 27 年 10 月から厚生年金と 3 つの共済年金に分かれていた各制度が厚生年金制度へ統一（一元化）されました。この法律改正により、これまで共済年金に加入していた地方公務員も民間被用者等と同様に厚生年金の被保険者になると共に、平成 27 年 9 月までの共済組合の組合員であった期間についても厚生年金の被保険者期間とみなされ、これらの期間に基づき厚生年金が裁定されることとなりました。

また、これに伴い共済年金の職域年金相当部分については廃止となり、新たに民間の企業年金に相当する給付として、「退職等年金給付」が設けられました。

なお、地方公務員共済組合は、厚生年金制度の実施機関のひとつとして、一元化後も引き続き地方公務員であった方に係る記録管理や年金給付の裁定・支給を行うこととされています。



## 2 給付の種類および支給要件

### (1) 厚生年金の給付

#### 老齢給付

老齢厚生年金	厚生年金の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間を含みます。）が1年以上で、かつ、公的年金制度加入期間が10年以上ある方が、支給開始年齢（6、44ページ参照）になったときに支給されます。
--------	---

#### 障害給付

障害厚生年金	一定の保険料納付要件（19ページ参照）を満たした方が、被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、3級以上に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。
障害手当金	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、初診日から5年以内に症状が固定し、軽度の障害が残ったときに支給されます。

#### 遺族給付

遺族厚生年金	以下のいずれかに該当する場合にその方の遺族に支給されます。 ① 被保険者期間中に死亡したとき（※） ② 被保険者の資格を喪失した後に、被保険者期間中の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき（※） ③ 障害等級が1級または2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき ④ 受給資格期間25年以上の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権を有する方または被保険者期間等が25年以上ある方が死亡したとき ※ ①および②は、一定の保険料納付要件（21ページ参照）を満たす必要があります。
--------	---

(2) 国民年金の給付（基礎年金）

老齢基礎年金	保険料納付済期間等が10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。
障害基礎年金	一定の保険料納付要件（19ページ参照）を満たした方が、障害等級1級または2級に該当する障害の状態になったときに支給されます。
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権を有する方が死亡した場合で、その方に扶養されていた18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間の子がいるときに支給されます。

(3) 共済組合独自の経過的給付（経過的職域加算額）

退職共済年金 (経過的職域加算額)	平成27年9月までに引き続く1年以上の共済組合の組合員期間を有している方に、上記「老齢厚生年金」の受給権が発生したときに支給されます。
遺族共済年金 (経過的職域加算額)	平成27年9月までに共済組合の組合員期間を有している方が死亡し、上記「遺族厚生年金」の受給権が発生したときに支給されます。

### 3 老齢厚生年金等の計算基礎

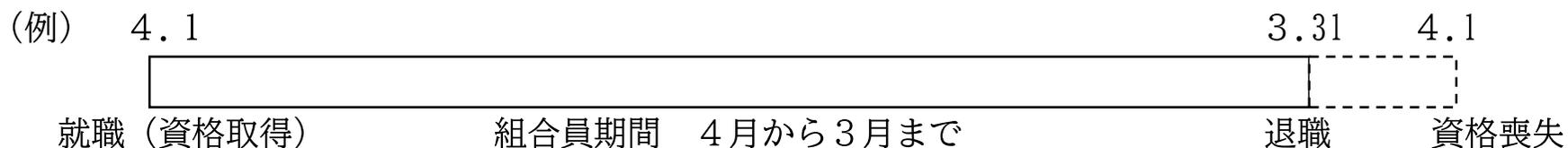
厚生年金は、年金の給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、賃金や物価の変動だけで年金額を改定するのではなく、公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の伸びを年金額に反映させる仕組み（マクロ経済スライド）により改定されます。

#### (1) 組合員（被保険者）期間

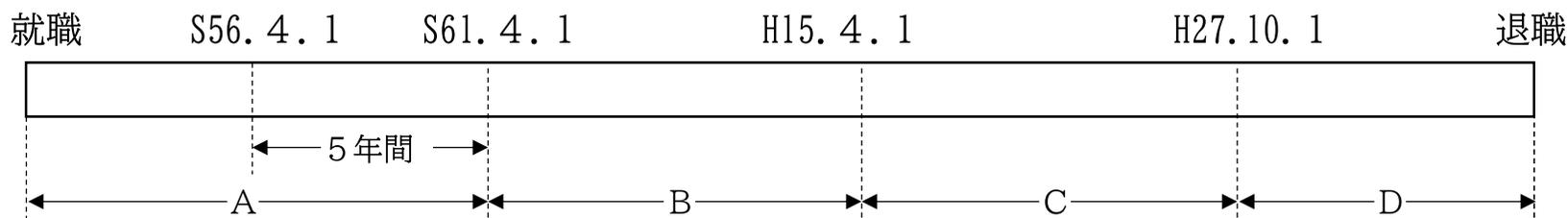
職員となった方は、その職員となった日から組合員（被保険者）の資格を取得し、退職または死亡した日の翌日に組合員の資格を喪失します。

組合員期間は、組合員となった日（資格取得日）の属する月から、退職または死亡した日の翌日（資格喪失日）の属する月の前月までの期間の年月数です。

なお、平成27年10月以降は、被用者年金一元化により公務員も厚生年金に加入することとなりましたが、厚生年金適用期間のうち共済組合に加入していた期間は共済組合から、民間サラリーマンや退職後の短時間再任用職員の期間等で共済組合に加入していなかった期間は日本年金機構から、それぞれ老齢厚生年金が裁定・支給されます。



(2) 平均標準報酬（月）額（※）の算定



次の算式により、計算します。

$$\begin{aligned} \text{平均給料月額} &= \frac{\text{昭和56年4月1日～昭和61年3月31日の平均給料月額} \times \text{Aの期間月数} \\ &+ \text{Bの各月の掛金の標準となった給料の総額}}{\text{Aの月数} + \text{Bの月数}} \\ (\text{H15.3.31以前}) & \end{aligned}$$

※平均給料月額は、平成27年10月以降、平均標準報酬月額とみなされます。

$$\begin{aligned} \text{平均給与月額} &= \frac{\text{Cの各月の掛金の標準となった給料の総額} \\ &+ \text{Cの掛金の標準となった期末手当等の総額}}{\text{Cの月数}} \\ (\text{H15.4.1～} & \\ \text{H27.9.30}) & \end{aligned}$$

※平均給与月額は、平成27年10月以降、平均標準報酬額とみなされます。

$$\begin{aligned} \text{平均標準報酬額} &= \frac{\text{Dの標準報酬月額の総額} + \text{Dの標準賞与額の総額}}{\text{Dの月数}} \\ (\text{H27.10.1以後}) & \end{aligned}$$

(※) 平成27年10月の一元化に伴い、年金額の算定基礎となる「平均給与（給料）月額・期末手当等」が「平均標準報酬月額・標準賞与」に変更されました。

## Ⅱ 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給

### 1 支給開始年齢

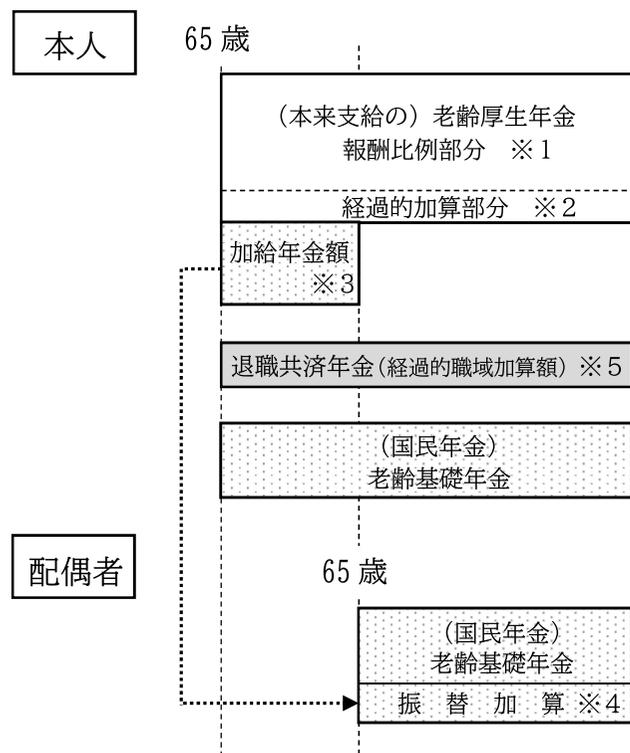
昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた一般組合員の場合  
年金の支給開始は、65 歳からとなります。

## 2 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）のしくみ

一定の要件を満たす地方公務員であった方が65歳に到達したときには、「老齢厚生年金」および、国民年金の「老齢基礎年金」が支給されます。

なお、平成27年9月までに引き続く1年以上の組合員期間を有する場合は、経過措置として老齢厚生年金の支給に併せて「退職共済年金（経過的職域加算額）」が共済組合から支給されます。

昭和37年4月2日以降に生まれた一般組合員の場合



※1 組合員期間並びに標準報酬月額および標準賞与額に応じて算出。

※2 老齢基礎年金の額に反映されない組合員期間（20歳の誕生日から60歳の誕生日の前月まで以外の期間）について、同じ水準の額とするために加算。

※3 被保険者期間が20年以上で、年金受給権者により生計を維持している65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する子を有する場合に加算。

※4 昭和41年4月1日以前生まれの加給年金額の対象となっていた配偶者が、65歳以後老齢基礎年金を受給したときに加算。なお、配偶者が年上であるため加給年金額を加算できない場合でも、申出により振替加算を加算できる場合がありますので、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

※5 平成27年9月までの組合員期間並びに平均給料月額および平均給与月額に応じて算出。共済組合から独自に支給。

### 3 本来支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）について（65歳から）

#### （1）支給要件

- ① 組合員期間が1年以上（退職共済年金（経過的職域加算額）については平成27年9月までに引き続く組合員期間が1年以上（※））あること。
- ② 65歳以上であること。
- ③ 組合員期間等（組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間）が10年以上あること。

※ 平成27年10月をまたいで引き続く1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の期間が1年未満でも該当します。

#### （2）年金額

老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）および国民年金の「老齢基礎年金」が併せて支給されます。

##### ① 報酬比例部分の額

平成15年3月31日以前の組合員期間

平均標準報酬月額×給付乗率（7.125/1000）×平成15年3月31日以前の組合員期間の月数

平成15年4月1日以後の組合員期間

平均標準報酬額×給付乗率（5.481/1000）×平成15年3月1日以後の組合員期間の月数

##### ② 経過的加算額

定額単価（1,621円）×組合員期間月数（上限480月）－（777,800円※1 ×組合員期間月数※2 /480月）

※1 老齢基礎年金の満額支給額

※2 20歳から60歳までの間の組合員期間

③ 加給年金額

配偶者 388,900 円

子 2人目まで1人につき 223,800 円

3人目から1人につき 74,600 円

組合員期間（民間会社等の厚生年金加入期間も含みます。）が20年以上ある方で、受給権発生（65歳到達）時に、その方によって生計を維持している（※1）次のような方がいるときは、加給年金額が加算（※2）されます。

- ・ 65歳未満の配偶者（事実婚を含む。）
- ・ 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子
- ・ 20歳未満で障害等級1級または2級の障害の程度にある未婚の子

※1 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしている方のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円（所得655.5万円）未満と認められる方等です。

※2 複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、1つの老齢厚生年金にのみ加算されます。なお、加算される老齢厚生年金は、次の優先順位により決まります。

- （1）加給年金額の加算開始時期が最も早い老齢厚生年金
- （2）加入期間が最も長い老齢厚生年金

## 加給年金額の支給停止

加給年金額の対象となっている配偶者が、一定の要件に該当する年金を受けとることができるとき。

- ・ 退職共済年金、老齢厚生年金が支給されるとき（各被用者年金期間を合算して 240 月以上となる場合）。  
[例 1] 受給権発生年齢に到達する。  
[例 2] 繰上げ請求を行う。
- ・ 障害共済年金、障害厚生年金、障害基礎年金が支給されるとき。

### ④ 退職共済年金（経過的職域加算額）

平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間

平均給料月額×給付乗率※ 1 ×平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間の月数

※ 1 組合員期間が 20 年以上の場合は 1.425/1000、20 年未満の場合は 0.713/1000

平成 15 年 4 月 1 日以後の組合員期間

平均給与月額×給付乗率※ 2 ×平成 15 年 4 月 1 日以後の組合員期間※ 3 の月数

※ 2 組合員期間が 20 年以上の場合は 1.096/1000、20 年未満の場合は 0.548/1000

※ 3 平成 27 年 9 月までの組合員期間

## 「退職一時金」の返還

過去に退職一時金の支給を受けた方が、老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなったときは、その支給を受けた退職一時金の額に利子に相当する額を加えた額を、当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から 1 年以内に、一時にまたは分割して返還しなければならないこととされています。

ただし、老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった方が、その返還すべき金額を老齢厚生年金等の支給額から控除することにより返還する旨を、当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から 60 日以内に申し出た場合は、老齢厚生年金等を支給する都度、その支給額の 2 分の 1 を限度として、返還すべき金額に達するまで順次控除していくこととされています。

### 退職一時金を返還する場合の期間および利子の利率（令和 3 年 4 月 1 日現在）

期 間	利率 (%/年)	期 間	利率 (%/年)	期 間	利率 (%/年)
※～H13, 3	5.5	H23, 4～H24, 3	1.9	H31, 4～R 2, 3	3.1
H13, 4～H17, 3	4.0	H24, 4～H25, 3	2.0	R 2, 4～R 5, 3	1.7
H17, 4～H18, 3	1.6	H25, 4～H26, 3	2.2	R 5, 4～R 7, 3	1.6
H18, 4～H19, 3	2.3	H26, 4～H27, 3	2.6	R 7, 4～R 8, 3	1.7
H19, 4～H20, 3	2.6	H27, 4～H28, 3	1.7	R 8, 4～R 9, 3	2.0
H20, 4～H21, 3	3.0	H28, 4～H29, 3	2.0	R 9, 4～R11, 3	2.1
H21, 4～H22, 3	3.2	H29, 4～H30, 3	2.4		
H22, 4～H23, 3	1.8	H30, 4～H31, 3	2.8		

※退職一時金を受けた日の属する月の翌月から

《例》 老齢厚生年金の概算書の見方

生年月日が昭和37年4月2日以降  
一般組合員の場合

老 齢 厚 生 年 金 概 算 書

給料記録番号 87000000000001

組合員期間 昭和60年 4月1日～令和 5年 3月31日

クマイイン シメイ

組合員氏名 組合員 氏名 様 [生年月日 昭和37年11月11日]

公務員期間（国を含む）の漏れがないか確認してください。

年金の名称								本来支給の老齢厚生年金	
支給開始								65歳到達時 令和9年12月分～ (65歳)	
内訳 (円)	報酬比例部分			報酬比例部分		1,243,381		65歳到達年月の翌月です。	
				経過的加算		8,647			
	合計			合計		1,252,028			
年金額 (円)	年額			年金額 (円)	年額	1,252,028			
	月額				月額	104,335			
国民年金 (老齢基礎年金) (円)	年額				年額	733,721			
	月額				月額	61,143			

65歳からの老齢厚生年金と老齢基礎年金の年金額です。

※加給年金額部分については、記載されていません。  
 ※スライド改定、法改正などにより年金額は変動します。  
 ※国民年金(老齢基礎年金)の額は、組合員期間により算出した額となります。

※ 年金概算書は、概算日時点の給料を固定し、適用するものとしています。  
 また、概算日における法令等に基づくものであって、将来にわたって保障されるものではありません。

令和〇年〇月〇日

《例》 退職共済年金（経過的職域加算額）の概算書の見方

生年月日が昭和37年4月2日以降  
一般組合員の場合

退職共済年金概算書

給料記録番号 87000000000001

組合員期間 昭和60年 4月1日～令和 5年 3月31日

クマイイン シメイ

組合員氏名 組合員 氏名 様 [生年月日 昭和37年11月11日]

公務員期間(国を含む)の漏れがないか確認してください。

年金の名称				本来支給の退職共済年金			
支給開始				65歳到達時 令和9年12月分～ (65歳)			
内訳 (円)	職域部分			職域部分			212,882
	合計			合計			212,882
年金額 (円)	年額			年金額 (円)	年額	212,882	
	月額				月額	17,740	
国民年金 (老齢基礎年金) (円)	年額			年額			
	月額				月額		

65歳到達年月の翌月です。

65歳からの退職共済年金（経過的職域加算額）の年金額です。

※スライド改定、法改正などにより年金額は変動します。

※ 年金概算書は、概算日時点の給料を固定し、適用するものとしています。  
また、概算日における法令等に基づくものであって、将来にわたって保障されるものではありません。

令和〇年〇月〇日

### Ⅲ 老齢厚生年金等の請求手続き

#### 1 老齢厚生年金等を請求する場合

##### 昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた一般組合員の場合

###### ① 老齢厚生年金等の請求について

ご自宅に送付される請求書により、老齢厚生年金等の請求を行います。

受給権発生時点までの組合員期間を算定基礎として老齢厚生年金の額の決定を行います。

併せて、加給年金額の対象となる方がいる場合は、その方との生計維持関係の有無の確認を行い、加給年金額を加算します。

また、平成 27 年 9 月までの組合員期間を算定基礎として退職共済年金（経過的職域加算額）の額の決定を行います。

請求書等は、65 歳に到達される日の約 3 か月前にご自宅にお送りしますので、65 歳を迎えてから、公的書類の交付を受け、添付書類とともに提出してください。手続き方法に関する詳細については、届いた請求書等にてご確認ください。

###### ② 老齢基礎年金の請求について

ご自宅に送付される請求書により、老齢基礎年金の請求も必要となります。

手続き方法に関する詳細については、送付された請求書等にてご確認ください。

## IV 受給開始後に年金が改定または停止になるとき

### 1 加給年金額の対象となっている配偶者または子に異動があったとき

加給年金額の対象者となっている配偶者または子が、次のいずれかに該当することになった場合は、その配偶者または子について加給年金額が加算されなくなり、年金額が改定されます。

- ① 死亡したとき。
- ② 年金受給権者によって生計維持されている状態ではなくなったとき。
- ③ 配偶者が年金受給権者と離婚または婚姻の取り消しをしたとき。
- ④ 配偶者が65歳に到達したとき。
- ⑤ 子が養子縁組によって年金受給権者の配偶者以外の者の養子になったとき。
- ⑥ 養子縁組による子が、離縁をしたとき。
- ⑦ 子が、婚姻をしたとき。
- ⑧ 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある子の場合は20歳に到達したとき。）。
- ⑨ 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子について、その事情がなくなったとき（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。）。

配偶者がご自身の公的年金を受給することができるときは、加給年金額が停止されます（10ページ参照）。

## 2 再就職したとき

### (1) 停止について

老齢厚生年金の受給権者が、市町村役場や民間会社などに再就職し、下記の要件に該当した場合には、年金額の一部（支給停止額が基本月額を超えるとときは、年金額の全部）が支給停止されます。

- ・ 70歳未満の方が、厚生年金保険に加入する場合（公務員、私立学校教職員を含む。）
- ・ 70歳以上の方が、厚生年金保険適用事業所に勤務する場合（公務員、私立学校教職員を含む。）
- ・ 国会議員または地方議会議員となった場合

なお、退職共済年金（経過的職域加算額）については、公務員在職中である間は全額停止となり、民間企業や私立学校に在職中である間は全額支給されます。

また、老齢基礎年金については、支給停止されません。

A. 総報酬月額相当額（※1）と基本月額（※2）との合計額が47万円以下の場合

支給停止額 = 0円（全額支給）

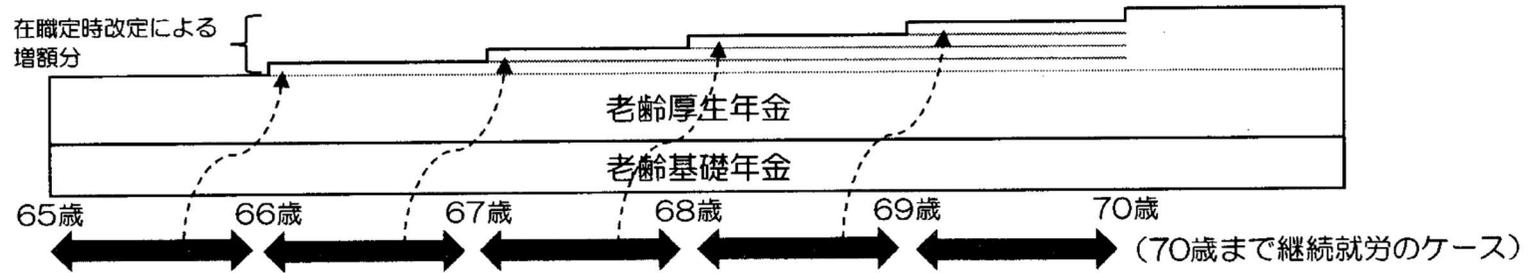
B. 総報酬月額相当額（※1）と基本月額（※2）との合計額が47万円を超える場合

支給停止額 = ( 総報酬月額相当額 + 基本月額 - 47万円 ) / 2 × 12月

- ※1 総報酬月額相当額は「① 標準報酬月額等」と「② 過去1年間の賞与等の総額の1/12」の合算額
- ① 標準報酬月額等（上限は650,000円、下限は88,000円）
- ・ 厚生年金保険法の規定による標準報酬月額
  - ・ 国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の規定による歳費月額
  - ・ 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額
- ② 過去1年間の賞与等の総額の1/12（各月の賞与等が150万円を超えるときは、それぞれ150万円として計算する。）
- ・ 厚生年金保険法の規定による標準賞与額
  - ・ 国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の規定による期末手当の額（1,000円未満切捨て）
  - ・ 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による期末手当の額（1,000円未満切捨て）
- ※2 基本月額は、老齢厚生年金の年額（加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。）の1/12の額（複数の老齢厚生年金を有する場合、合算した額）

(2) 改定について

65歳以上の方が、基準日（9月1日）に厚生年金の被保険者である場合は、毎年1回10月分の年金から年金額が改定されます。



## V 老齢厚生年金以外の年金について

### 1 障害厚生年金

#### (1) 支給要件

障害厚生年金は、一定の保険料納付要件（※）を満たした方が、組合員期間中に初診日のある傷病により、次のいずれかの要件に該当したときに支給されます（在職中でも支給されます。）。

- ① 障害認定日（初診日から1年6月を経過した日またはその前に傷病が治った場合は治った日またはその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態になった日）に障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態にあるとき。
- ② 障害認定日に障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった方が、その後65歳に達する日の前日までの間に1級から3級に該当する程度の障害の状態になったとき（事後重症制度）。

※ 初診日の前日において、次の保険料納付要件のいずれかを満たしている必要があります。

- ・ 国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、保険料を納めていなければならない期間（20歳から初診日のある月の前々月までの期間）の3分の2以上あること。
- ・ 初診日が令和8年3月31日以前の場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと。

なお、障害厚生年金の決定後に受給権者の障害の程度が増進した場合でその方から請求があったとき、または障害の程度の再認定をした結果、障害の程度が増進または減退したときには、その変わった障害の程度に応じて、障害厚生年金の額が改定されます。

また、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が減退して障害等級に該当しなくなったときは、障害厚生年金の支給は停止されます。さらに、該当しなくなってから3年を経過し、かつ、65歳になったとき若しくは65歳以降に障害等級に該当しなくなってから3年を経過したときは、障害厚生年金の受給権が消滅します。

(2) 障害等級が1級または2級に該当する場合の加算

① 障害厚生年金の受給権が発生した以後において、その方によって生計を維持している(※)65歳未満の配偶者(事実婚を含む。)がいるときは、加給年金額が加算されます。

② 国民年金から障害基礎年金を併せて受給することができます(在職中でも全額支給)。なお、令和4年度の障害基礎年金の年金額は、障害等級が1級の場合は972,250円、2級の場合は777,800円です。

また、その方によって生計を維持している(※)子がいるときは、子の加算額が加算されます。(子の要件については、9ページ参照)

※ 障害厚生年金の受給権者と生計を共にしている方のうち恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得655.5万円)未満と認められる方等です。

障害厚生年金の加給年金額

配偶者 223,800円

障害基礎年金における加算額

子 2人目まで1人につき 223,800円

3人目から1人につき 74,600円

## 2 遺族厚生年金および遺族共済年金（経過的職域加算額）

### ○遺族厚生年金

#### （1）支給要件

遺族厚生年金は、組合員または組合員であった方が次のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

- ① 在職中に死亡したとき。
- ② 退職後に、組合員期間中に初診日がある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 障害等級が1級若しくは2級の障害厚生（共済）年金または障害等級が1級若しくは2級の従前の障害年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 受給資格期間25年以上の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権を有する方または被保険者期間が25年以上ある方が死亡したとき。

※ ①または②に該当する場合、併せて、死亡日の前日において次の保険料納付要件のいずれかを満たしている必要があります。

- ・ 国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、保険料を納めていなければならない期間（20歳から死亡日のある月の前々月までの期間）の3分の2以上あること。
- ・ 死亡日が令和8年3月31日以前の場合は、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと。

## (2) 遺族の範囲

遺族厚生年金の受給権者となり得る生計を維持していた遺族とは、次の方々です。

- ① 配偶者（事実婚を含む。）と子（夫の場合は55歳以上、子の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子、または障害等級が1級または2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子に限ります。）
- ② 父母（55歳以上に限ります。）
- ③ 孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、または障害等級が1級または2級の障害状態にある20歳未満の未婚の孫に限ります。なお、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。）
- ④ 祖父母（55歳以上に限ります。）

※ 遺族が2人以上いる場合には、①から④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、先順位に該当する方が受給権を有する場合は、次順位に該当する方は受給権を得られません。

### (3) その他

遺族厚生年金を受給する方が、子または子と生計を共にする配偶者であるときは、国民年金の遺族基礎年金が併せて支給されます。

また、遺族厚生年金を受給している妻に遺族基礎年金が支給されないときは、妻が40歳から65歳になるまでの間、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算(583,400円)が加算(※)されます。

なお、中高齢寡婦加算を受けている妻が65歳に達すると中高齢寡婦加算は終了しますが、昭和31年4月1日以前に生まれた妻の場合には、65歳以上になっても生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算されます。

※ 複数の遺族厚生年金の受給権を有することとなる場合は、加入期間が最も長い遺族厚生年金にのみ加算されます。

また、支給要件④により支給される遺族厚生年金の場合は、被保険者期間が240月以上であるときに限り加算されます。

## ○遺族共済年金（経過的職域加算額）

### 支給要件

平成 27 年 9 月までの組合員期間を有する方が死亡し、「遺族厚生年金」の受給権が発生したとき。

## ○遺族厚生年金および遺族共済年金（経過的職域加算額）の失権

遺族厚生年金を受けている方が、次のいずれかに該当したときは、遺族厚生年金および遺族共済年金（経過的職域加算額）を受ける権利を失うこととなります。

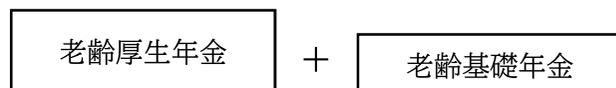
- ① 死亡したとき。
- ② 婚姻したとき（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）。
- ③ 直系血族および直系姻族以外の方の養子となったとき（届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）。
- ④ 死亡した組合員（被保険者）であった方との親族関係が離縁によって終了したとき。
- ⑤ 子または孫が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき（1 級または 2 級の障害状態にある子または孫は除く。）。
- ⑥ 障害等級の 1 級または 2 級に該当する障害の状態にある子または孫について、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了してから、20 歳に達するまでの間に障害等級 1 級または 2 級の障害状態でなくなったとき、または 20 歳に達したとき。
- ⑦ 遺族厚生年金の受給権を取得した当時 30 歳未満である妻が、同一給付事由である遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から 5 年を経過したとき。
- ⑧ 遺族厚生年金と同一給付事由である遺族基礎年金の受給権を有する妻が、30 歳に到達する前に遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から 5 年を経過したとき。

## VI 老齢厚生年金以外の年金を受けるとき

現在の年金制度では、「1人1年金」が原則です。給付事由（老齢・障害・遺族）の異なる年金を2つ以上受けられる場合は、原則として1つの年金を選択し、他の年金は支給停止されます。ただし、特例により複数の年金を受給できることもあります。

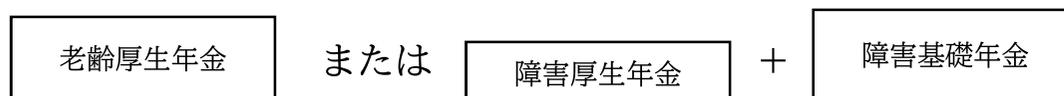
なお、年金額の改定等により、支給停止となっている年金を受給した方が有利な場合は、将来に向かって選択の変更ができることになっています。

- ① 老齢厚生年金と老齢基礎年金……両方受給できます。

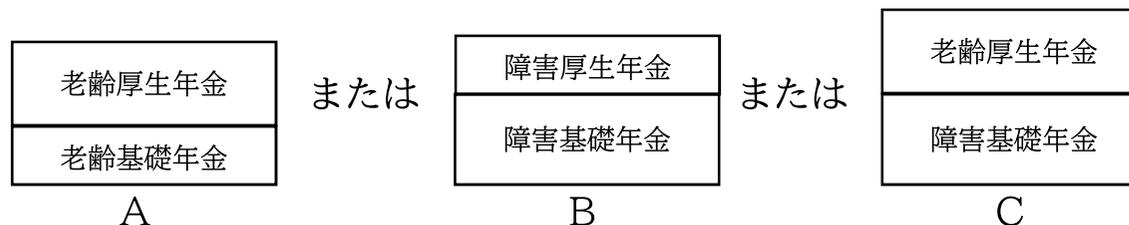


- ② 老齢厚生年金と障害給付（および障害基礎年金）

65歳未満……年金額を比較し、どちらか一方の年金を選択することになります。

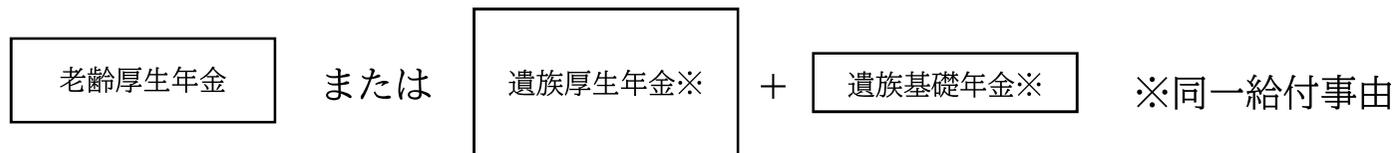


65歳以上……A、B、Cの受給方法のうちいずれか一つを選択することになります。

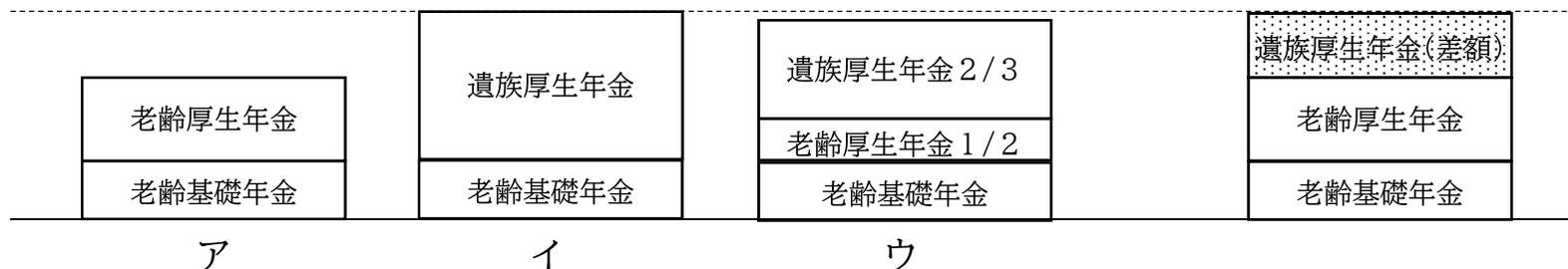


③ 老齢厚生年金と遺族給付（および遺族基礎年金）

65歳未満……年金額を比較し、どちらか一方の年金を選択することになります。



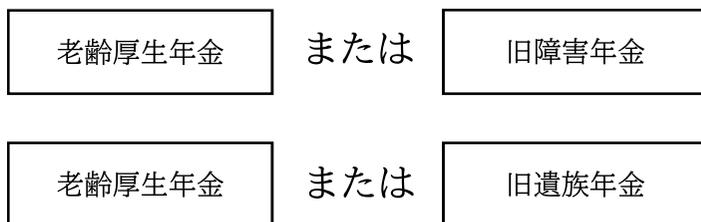
65歳以上……自分自身の老齢厚生年金と老齢基礎年金を全額受給します。遺族厚生年金は、ア・イ・ウの中で最も多い額と老齢厚生年金との差額が支給されます。



※ 上記ウの計算方法は、受給権者が配偶者である場合に限りです。

④ 老齢厚生年金と旧年金（昭和61年以前に受給権が発生した旧障害年金，旧遺族年金）

……年金額を比較し、どちらか一方の年金を選択することになります。



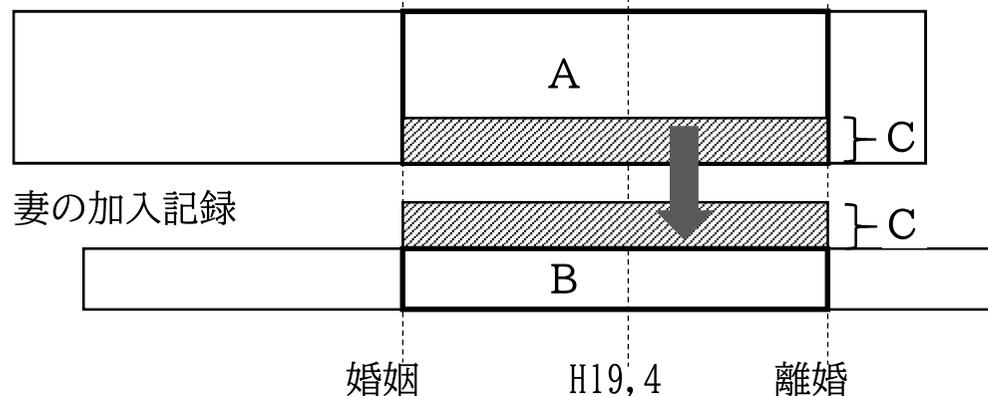
## VII その他厚生年金制度の概要

### 1 離婚時の年金分割制度

平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚等をした場合で、離婚等をした当事者間の合意や裁判により按分割合を定めるときに、その当事者からの請求によって、婚姻期間中に加入した被用者年金制度の全ての標準報酬月額等の総額を当事者間で分割することとなります。

- ① 平成 19 年 4 月以後に成立した離婚等であること。
- ② 按分割合について、双方の合意または裁判所の決定があること。
- ③ 按分できる加入記録は、離婚当事者の婚姻期間中に限られること。  
(平成 19 年 4 月に引き続く、それ以前の婚姻等の期間も対象となります。)
- ④ 按分割合は、婚姻期間中の双方の加入記録（標準報酬月額等の総額）の合計の 50% が限度であること。

夫の加入記録



A = 夫の婚姻期間中の加入記録の総額

B = 妻の婚姻期間中の加入記録の総額

C = 妻に分割される夫の加入記録

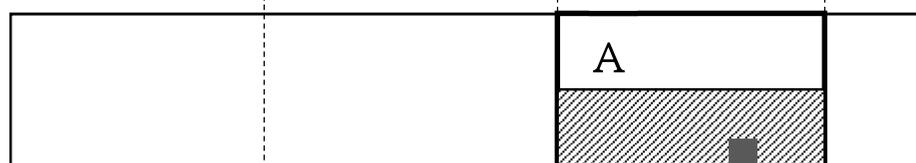
【分割される加入記録の計算例（50%分割）】

$$C = (A + B) \times 50\% - B$$

## 2 第3号被保険者期間の年金分割制度

離婚時の第3号被保険者期間についての分割制度は、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間等のうち被扶養配偶者であった期間の標準報酬月額等を2分の1ずつ分割することとなります。

夫の加入記録



妻の加入記録



A = 夫の H20, 4 以降の婚姻期間中の加入記録の総額

B = 妻の分割される夫の加入記録

$$B = A \times 50\%$$

(注) 第3号被保険者期間の分割以外の期間（このケースにおいては H20, 3 までの期間）については、前述「1」の分割対象となります。

※ 分割請求の期限は、離婚から2年間です。

分割請求の期限は、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内です。2年を過ぎると分割請求を行うことはできませんのでご注意ください。

ただし、按分割合を決めるため裁判手続き等を行っている間に離婚から2年を経過した場合、その判決等が確定した日の翌日から起算して6月を経過するまでに分割請求をすることができます。

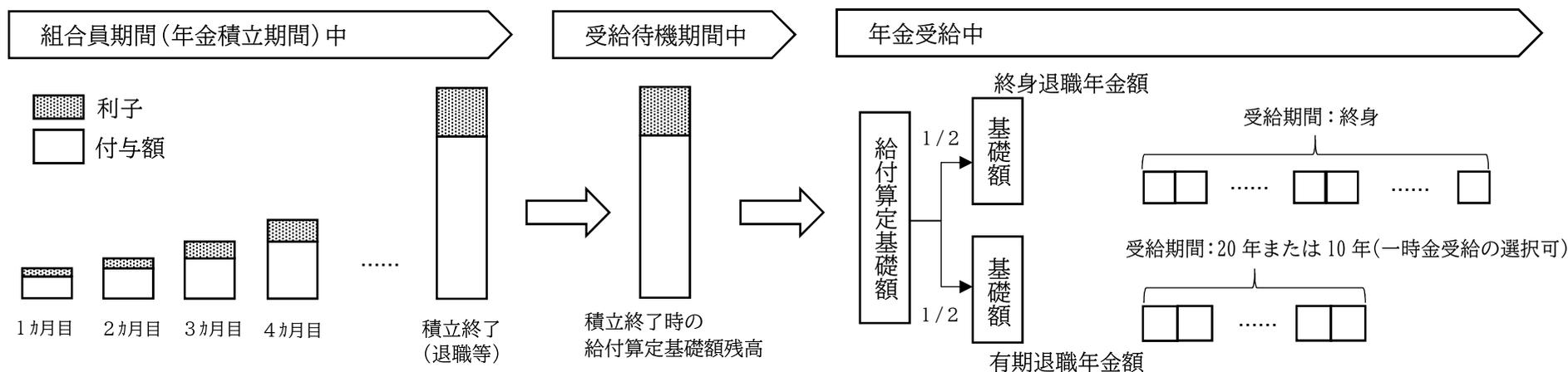
なお、分割請求をした場合、取り下げることができません。

## VIII 退職等年金給付

平成 27 年 10 月に行われた被用者年金の一元化により、平成 27 年 9 月までで共済年金の職域年金相当部分は廃止されました。そして、地方公務員の退職給付の一部として新たに「退職等年金給付」が創設されました。

### 退職等年金給付の原資

退職等年金給付では、組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに毎月積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」が退職等年金給付の原資となります。



組合員期間中は、毎月、付与額と基準利率による利子を給付算定基礎額残高に積み立てます。基準利率は年単位(10月～翌年9月)で国債の利回り等に連動して変動します。毎月の付与額は、各月の標準報酬月額・標準期末手当等の額に付与率を乗じて計算します。

退職等により年金の積み立てが終了し、年金支給開始までの期間については、基準利率により付利されます。

年金額は、給付算定基礎額を年金現価率(年金原資を年金として支払いするための率)で割って算出します。年金受取時の給付算定基礎額の2分の1(組合員期間が10年未満の場合は4分の1)ずつを終身退職年金額と有期退職年金額の計算に用います。基準利率により年金現価率変動するため、年金額も変動します。

## IX 年金の支給日

年金は、給付事由の生じた月の翌月分から、その事由がなくなった月の分までが支給されます。

年金の支払は、国民年金制度と同様に次のとおり年6回で、偶数月の15日です。

なお、15日が土曜日、日曜日または祝日（金融機関休業日）のときは、前営業日に支給されます。

また、年金は下記のとおり後払いとなります。

支給日	支払月分
2月15日	12月、1月分
4月15日	2月、3月分
6月15日	4月、5月分
8月15日	6月、7月分
10月15日	8月、9月分
12月15日	10月、11月分

## X 年金に関する届出

### 1 共済組合からの依頼により提出する書類・調査

書類名	送付時期	提出締切日
① 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	毎年 10 月頃	10 月末日頃
② 現況届	毎年誕生月の 1 ～ 2 か月前頃	誕生月の末日
③ 障害状態の診断書	誕生月の 3 か月前頃	指定する日

#### ① 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

翌年に課税の対象となる老齢厚生年金の受給権者には、税金の控除を受けるための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎年 10 月頃に送付しますので、人的控除額の控除を希望する場合は提出してください。

なお、申告書を提出しない場合も、基礎的控除額を控除して所得税額が計算されます。

また、再就職先に扶養親族等申告書を提出される場合、共済組合には提出できません。

詳しくは、共済組合にお問い合わせください。

※ 平成 28 年以降提出する申告書には、個人番号（マイナンバー）を記載することが必須とされています。

## ② 現況届

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）により生存の確認を行うことが可能になったことから、原則として提出不要とされていますが、下記の事由により、加給年金額対象者の現況確認が必要な方および住基ネットでの生存確認ができない方については、年金受給権者あてに届出用紙を送付します。

お手元に「現況届」が届きましたら、必ず共済組合に提出してください。

期日までに提出されない場合には、年金の支給を一時停止することがありますので注意してください。

### ◆「現況届」の提出が必要な方

- ・加給年金額が加算された老齢厚生年金または障害厚生年金の受給権者（加給年金額が全額停止されている者を除く。）
- ・海外に居住している場合等、住基ネットで生存確認できない受給権者

## ③ 障害状態の診断書

障害厚生年金を受給されている方等で、障害等級が3級以上であることを理由に年金の支給・加算を受けている方については、引き続きその支給・加算を受けることができる障害の状態にあるかどうか確認するために、必要に応じて障害状態の診断書の提出を求めることがあります。

お手元に「診断書」が届きましたら、現在通院している医療機関で記載をしてもらい、必ず共済組合まで提出してください。

## 2 届出事由等に該当した場合に提出する書類等

書類名	提出事由	制度解説
①・年金受給権者氏名変更届 ・年金受給権者受取機関変更届	氏名・受取金融機関を変更するとき	—
②・加算額・加給年金額対象者不該当届 ・老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	加給年金額対象者に異動があったとき	P. 9～10 P. 15
③国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る 老齢厚生年金在職支給停止（解除）届	議会議員に就任または退任したとき	P. 16～17
④老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届	雇用保険法による失業給付（基本手当） を受けようとするとき	—
⑤未支給年金・未支払給付金請求書・受給権者死亡届 （報告書）	年金受給権者が死亡したとき	—
⑥年金受給権者所在不明届	年金受給権者の所在が1月以上不明で あるとき	—
⑦年金証書再交付申請書	年金証書を紛失または汚損したとき	—
⑧源泉徴収票交付（再交付）申請書	源泉徴収票の再交付が必要になったとき	—
⑨年金待機者異動報告書	組合員であった方が住所または氏名を変 更したとき	—

各種届出様式は、共済組合へ連絡をいただければ送付いたします。

また、一部の様式は全国市町村職員共済組合連合会のホームページでも入手できます。

①～⑥については、届出が遅れますと、年金の支給ができなくなることや年金が過払いとなり、後日返還していただくことがありますので、特に注意してください。

① 年金受給権者氏名変更届または年金受給権者受取機関変更届

氏名の変更、年金の受取金融機関の変更については、該当する変更届に必要な事項をご記入いただき、添付書類と併せて共済組合へ提出してください。

提出が遅れると、年金の支給に影響を及ぼす恐れがありますので、すみやかに提出してください。

※ 住所変更の届出については、共済組合において住基ネットで本人情報の確認ができる場合、省略することができます（年金待機者は⑨の届出が必要です。）。

※ 転居の際は、なるべく郵便局に転居届を提出してください（1年間、旧住所宛ての郵便物が新住所に無料で転送されます。）。

② 加算額・加給年金額対象者不該当届または老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届

加給年金額の加算を受けている年金受給権者の「加給年金額対象者」が、10 または 15 ページの事由に該当したときは、加給年金額が停止または失権になりますので、共済組合に該当する届書を提出してください。ただし、年齢到達による失権、および住基ネットにより本人確認情報の取得が可能な加給年金額対象者の死亡の場合の届出は不要です。

③ 国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届

老齢厚生年金の受給権者が、議会議員に就任したときまたは議会議員を退任されたときは、共済組合に標記届書を提出してください。

④ 老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、「雇用保険法による失業給付（基本手当）」を受給すると、老齢厚生年金が支給停止になります。よって、「雇用保険法による失業給付（基本手当）」を受給されることになったときまたは受給が終了されたときは、共済組合に標記届書および添付書類を併せて提出してください。

なお、届書の提出が不要となる場合もありますので、詳しくは共済組合へお問い合わせください。

⑤ 未支給年金・未支払給付金請求書・受給権者死亡届（報告書）

年金受給権者の死亡により年金の受給権が消滅したときや、死亡された年金受給権者に未払分の年金がある場合で、受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはこれらの者以外の三親等内の親族であって、受給権者の死亡の当時、受給権者と生計を同じくしていた方がいるときは、「未支給年金・未支払給付金請求書・受給権者死亡届（報告書）」に添付書類を添えて共済組合に提出してください。未払分の年金がある場合は、この書類を提出することにより後日未払分を送金します。

⑥ 年金受給権者所在不明届

年金受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出を行う必要があるため、「年金受給権者所在不明届」を共済組合に提出してください。

その後、共済組合から年金受給権者ご本人宛てに現況届を送付し、現況届が共済組合に提出された場合は年金の支給が継続されますが、現況届の提出がされない場合は年金の支給が一時差止めとなります。

⑦ 年金証書再交付申請書

年金証書の再交付を希望される場合は、身分を証明する書類をご持参の上、共済組合の窓口にお越しいただくか、電話または文書で共済組合に申し出てください。

窓口にお越しいただいた場合は、ご本人または代理人であることを確認の上、その場で「年金証書再交付申請書」を記入していただきます。

電話または文書での申し出の場合は、まず「年金証書再交付申請書」を登録住所宛てに送付しますので、必要事項をご記入の上、共済組合または連合会までご返送ください。

なお、再交付された年金証書には、最新の年金額（年額）が記載されます。

⑧ 源泉徴収票交付（再交付）申請書

源泉徴収票の再交付については、身分を証明する書類をご持参の上、共済組合の窓口にお越しいただくか、電話または文書で共済組合まで申し出てください。

なお、源泉徴収票は老齢厚生年金等の所得税の課税対象となる年金受給権者の方にしか交付されません（障害や遺族にかかる年金給付は非課税であり、源泉徴収票は交付されません。）。

※ 本人確認ができる（身分を証明する）書類には次のものが該当します。

年金証書、恩給証書、運転免許証、旅券、年金手帳（基礎年金番号通知書）、共済組合員証、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）、個人番号カード等のいずれか一点以上

## ⑨ 年金待機者異動報告書

年金の支給開始年齢に到達していない組合員であった方が住所または氏名を変更した場合、届出が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。この報告書に基づき、今後の年金に関する書類等を送付させていただきます。

### 【ワンストップ・サービスの実施について】

ワンストップ・サービスとは、複数の実施機関（※）に加入期間を有する場合に、原則として、一つの実施機関でまとめて相談・手続を可能とするものです。

上記①～⑧の届出は、一部の手続を除き、一つの実施機関に提出することで手続が完了します。

なお、上記⑨の届出は、ワンストップ・サービスの対象外ですので、実施機関ごとに手続を行う必要があります。

また、退職等年金給付の届出に関しても、基本的にワンストップ・サービスの対象外であるため、別の届書により届出を行っていただく必要があります。

詳しくは、共済組合にお問い合わせください。

### （※）厚生年金制度の実施機関

- |                     |   |                          |
|---------------------|---|--------------------------|
| 1号厚生年金被保険者（民間被用者等）  | … | 日本年金機構                   |
| 2号厚生年金被保険者（国家公務員）   | … | 国家公務員共済組合連合会             |
| 3号厚生年金被保険者（地方公務員）   | … | 地方公務員共済組合・全国市町村職員共済組合連合会 |
| 4号厚生年金被保険者（私立学校教職員） | … | 日本私立学校振興・共済事業団           |

## XI 年金相談窓口

年金についてのお問い合わせは、当共済組合のほか、全国の指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合および全国市町村職員共済組合連合会でも受け付けています。

なお、お問い合わせの際には、必ず年金証書記号番号とお名前をお知らせください。

指定都市職員共済組合	所在地		電話番号
札幌市職員共済組合	〒060-8611	札幌市中央区北1条西2 札幌市役所15階	011-211-2432
川崎市職員共済組合	〒210-0004	川崎市川崎区宮本町3-3 川崎市役所第4庁舎 3階	044-200-2143
横浜市職員共済組合	〒231-0005	横浜市中区住吉町6-50-1 横浜アイランドタワー17階	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	〒460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1 名古屋市職員健康管理センター2階	052-962-1485
京都市職員共済組合	〒604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	075-222-3240
大阪市職員共済組合	〒530-8201	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	〒650-0034	神戸市中央区京町72 新クレセントビル9階	078-322-5104
広島市職員共済組合	〒730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34 広島市役所15階	082-504-2061
北九州市職員共済組合	〒803-8501	北九州市小倉北区城内1-1	093-582-2224
福岡市職員共済組合	〒810-8620	福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所8階	092-711-4145

市町村職員共済組合	所在地		電話番号
北海道市町村職員共済組合	〒060-8578	札幌市中央区北4条西6-2 北海道自治会館5階	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	〒030-8567	青森市本町5-1-5	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	〒020-0021	盛岡市中央通2-8-21 Mホール内	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	〒980-8422	仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館7F	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	〒010-0951	秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館3階	018-862-6754
山形県市町村職員共済組合	〒990-0023	山形市松波4-1-15 山形県自治会館5階	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	〒960-8515	福島市太田町13-53 福島グリーンパレス4階	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	〒310-0852	水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館5階	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	〒320-0811	宇都宮市大通り2丁目3番1号 井門宇都宮ビル3階	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	〒371-8505	前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館5階	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町7-5-14 さいたま共済会館4階	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	〒260-8502	千葉市中央区中央港1丁目13番3号	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	〒190-8573	立川市錦町1丁目12番1号	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	〒231-0023	横浜市中区山下町75 神奈川自治会館5階	045-664-5422

山梨県市町村職員共済組合	〒400-8587	甲府市蓬沢 1-15-35 山梨県自治会館	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	〒950-8551	新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県自治会館本館 4 階	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	〒930-0871	富山市下野 995-3 富山県市町村会館 4 階	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	〒920-8555	金沢市幸町 12-1 石川県幸町庁舎 5 階	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	〒910-8554	福井市西開発 4-202-1 福井県自治会館内	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	〒380-8586	長野市権堂町 2201 番地 権堂イーストプラザ ND	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	〒500-8508	岐阜市藪田南 5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館 13 階	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	〒422-8067	静岡市駿河区南町 14-25 エスパティオ 5 階 静岡県市町村センター内	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 2-3-2 愛知県自治センター 5 階	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	〒510-0393	津市河芸町浜田 808 津市河芸庁舎 4 階	059-253-2706
滋賀県市町村職員共済組合	〒520-8550	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館別館 4 階	077-525-5784
京都府市町村職員共済組合	〒602-8048	京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町 149-1 京都府自治会館 2 階	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	〒540-0029	大阪市中央区本町橋 2 番 31 号 シティプラザ 大阪 5 階	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	〒650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 5 階	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	〒634-8561	橿原市大久保町 302-1 奈良県市町村会館 4 F	0744-29-8266

和歌山県市町村職員共済組合	〒640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館4F	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	〒680-0846	鳥取市扇町32 扇町扶桑ビル2階	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	〒690-0852	松江市千鳥町20番地 ホテル白鳥2階	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	〒700-0023	岡山市北区駅前町2-3-31 サン・ピッチOKAYAMA 4F	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	〒730-0036	広島市中区袋町3番17号 シンヨービル7階	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	〒753-8529	山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	〒770-8551	徳島市幸町3-55 徳島県自治会館5F	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	〒760-0066	高松市福岡町2-3-4 ホテルマリパリスさぬき3F	087-851-6680
愛媛県市町村職員共済組合	〒790-8678	松山市三番町5-13-1 えひめ共済会館3階	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	〒780-0870	高知市本町5-3-20 高知共済会館2階	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	〒812-0044	福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館6F	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	〒840-0832	佐賀市堀川町1-1 佐賀県市町会館2階	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	〒850-0032	長崎市興善町6-3 長崎県市町村職員共済会館	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	〒862-0911	熊本市東区健軍1-5-3 熊本県市町村自治会館別館3階	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	〒870-0022	大分市大手町2-3-12 大分県市町村会館3階	097-532-1531

宮崎県市町村職員共済組合	〒880-8525	宮崎市瀬頭2-4-15	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	〒890-8527	鹿児島市与次郎2-8-8 マリンパレスかごしま1階	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	〒900-8566	那覇市旭町116番地37 自治会館3階	098-867-0785
都市職員共済組合	所在地		電話番号
北海道都市職員共済組合	〒064-8645	札幌市中央区南9条西1丁目1番20号	011-512-1770
仙台市職員共済組合	〒980-0011	仙台市青葉区上杉1丁目5-15 日本生命勾当台南ビル2階 上杉仮庁舎	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合	〒460-0001	名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター5階	052-228-0493
連合会	所在地		電話番号
全国市町村職員共済組合連合会	〒102-0084	東京都千代田区二番町2番地 東京グリーンパレス2階	03-5210-4608

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

<https://ssl.shichousonren.or.jp/>

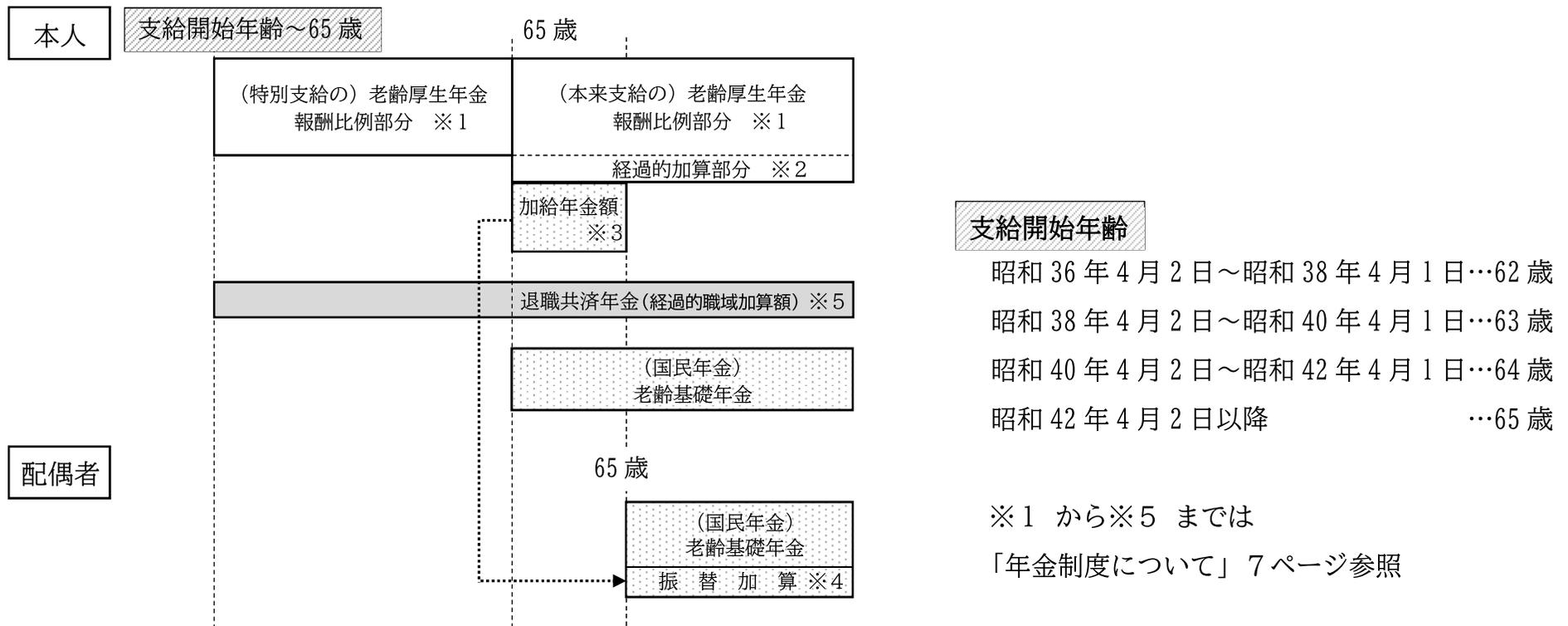
# 特定消防組合員

# I 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給

## 1 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）のしくみ

特定消防組合員は、特例により一般組合員の6年遅れで支給開始年齢が引き上げられているため、65歳に達するまでは生年月日に応じて、該当する年齢から特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されます。

特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で、60歳時点(60歳よりも前に退職したときは、退職時)まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員をいいます。



## 2 特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）について（65歳になるまで）

### ○ 老齢厚生年金

#### （1） 支給要件

- ① 組合員期間（民間会社等の厚生年金加入期間も含む）が1年以上あること。
- ② 60歳以上であること。（支給開始年齢は、44ページ参照）
- ③ 組合員期間等（組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間）が10年以上あること。

#### （2） 年金額 8ページ参照

#### （3） 障害者特例・長期在職者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、傷病により障害等級が3級以上に該当する程度の障害の状態にあるときは、受給権者の請求により、原則として、請求の翌月から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給と併せて定額部分（下記）と加給年金額（9ページ参照）も支給されます。これを障害者特例といいます。

ただし、厚生年金の被保険者である間は、障害者特例を請求することはできません。

また、組合員期間（民間会社等の厚生年金加入期間は含みません。）が44年以上あるときも同様の扱い（請求は不要）となります。これを長期在職者特例といいます。

ただし、厚生年金の被保険者である間は、長期在職者特例の適用を受けることはできません。

#### ○ 「定額部分」の額

定額単価（1,621円）×組合員期間月数（上限480月）

○ 退職共済年金（経過的職域加算額）

（１） 支給要件

① 平成 27 年 9 月までに引き続く組合員期間が 1 年以上（※）あること。

② 老齢厚生年金の支給要件②および③の要件を満たすこと。（45 ページ参照）

※ 平成 27 年 10 月をまたいで引き続く 1 年以上の組合員期間を有する場合は、平成 27 年 9 月以前の期間が 1 年未満でも該当します。

（２） 年金額 10 ページ参照

○ 特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の失権

特別支給の老齢厚生年金および特別支給の退職共済年金（経過的職域加算額）を受給する権利は、その受給権者が 65 歳に達したときに消滅します。このため、65 歳に達したときは、「本来支給の老齢厚生年金」および「本来支給の退職共済年金（経過的職域加算額）」並びに「老齢基礎年金」の請求が必要になります。

また、受給権者が死亡した場合にも、その権利が消滅します。

《例》 老齢厚生年金の概算書の見方

生年月日が昭和37年4月2日～昭和38年4月1日  
**特定消防組合員の場合**

老 齢 厚 生 年 金 概 算 書

給料記録番号 87000000000002

キョウサイ ショウホウリ

組合員氏名 共済 消防

支給開始年齢到達年月の翌月です。

様 [生年月日 昭和37年 7月 5日]

組合員期間 昭和56年 4月1日～令和 5年 3月31日

公務員期間（国を含む）の漏れがないか確認してください。

年金の名称		特例による 老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金			
支給開始		受給権発生時 令和6年8月分～ (62歳)			65歳到達時 令和9年8月分～ (65歳)	
内訳 (円)	報酬比例部分	1,298,591			報酬比例部分	1,298,591
					経過的加算	540
	合計	1,298,591			合計	1,299,131
	年金額 (円)	年額 1,298,591 月額 108,215			年金額 (円)	年額 1,299,131 月額 108,260
国民年金 (老齢基礎年金) (円)	年額 月額				年額 780,900 月額 65,075	

62歳からの年金額です。

65歳到達年月の翌月です。

65歳からの老齢厚生年金と老齢基礎年金の年金額です。

※加給年金額部分については、65歳到達時に決定のため、記載されていません。  
 ※スライド改定、法改正などにより年金額は変動します。

※ 年金概算書は、概算日時点の給料を固定し、適用するものとしています。  
 また、概算日における法令等に基づくものであって、将来にわたって保障されるものではありません。

令和〇年〇月〇日

《例》 退職共済年金（経過的職域加算額）の概算書の見方

生年月日が昭和37年4月2日～昭和38年4月1日  
**特定消防組合員の場合**

退職共済年金概算書

給料記録番号 87000000000002

キョウサイ ショウホウ

組合員氏名 共済 消防

支給開始年齢到達年月の翌月です。

様 [生年月日 昭和37年 7月 5日]

組合員期間 昭和56年 4月1日～令和 5年 3月31日

公務員期間（国を含む）の漏れがないか確認してください。

年金の名称		特例による 退職共済年金				本来支給の退職共済年金	
支給開始		受給権発生時 令和6年9月分～ (62歳)				65歳到達時 令和9年8月分～ (65歳)	
内訳 (円)	職域部分	246,357		職域部分	246,357		
	合計	246,357		合計	246,357		
年金額 (円)	年額	246,357		年金額	246,357		
	月額	20,529		月額	20,529		
国民年金 (老齢基礎年金) (円)	年額			年額			
	月額			月額			

62歳からの年金額です。

65歳到達年月の翌月です。

65歳からの退職共済年金（経過的職域加算額）の年金額です。

特定消防組合員の特例該当

※スライド改定、法改正などにより年金額は変動します。

※ 年金概算書は、概算日時点の給料を固定し、適用するものとしています。  
 また、概算日における法令等に基づくものであって、将来にわたって保障されるものではありません。

## Ⅱ 老齢厚生年金等の請求手続き

### 1 老齢厚生年金等を請求する場合

#### ① 特別支給の老齢厚生年金等の請求について

受給権発生時点までの組合員期間を算定基礎として、老齢厚生年金の額の決定を行います。

併せて、65歳から加算される加給年金額の対象となる方の認定を行います。

また、平成27年9月までの組合員期間を算定基礎として、退職共済年金（経過的職域加算額）の額の決定を行います。

請求書等は、支給開始年齢に到達される日の約3か月前にご自宅にお送りしますので、支給開始年齢を迎えてから、公的書類の交付を受け、添付書類とともに提出してください。

手続き方法に関する詳細については、送付された請求書等にてご確認ください。

#### ② 本来支給の老齢厚生年金等の請求について

特別支給の老齢厚生年金等は、65歳で失権するため、改めて本来支給の老齢厚生年金等の請求が必要となります。

加給年金額の対象となる方がいる場合は、その方との生計維持関係の有無の確認を行い、加給年金額を加算します。

請求書等は、65歳に到達される日の約1～2か月前にご自宅にお送りします。

手続き方法に関する詳細については、送付された請求書等にてご確認ください。

③ 老齢基礎年金の請求について

ご自宅に送付される請求書により老齢基礎年金の請求も必要となります。

公務員の期間以外に公的年金制度の加入期間がない方は共済組合から、公務員の期間以外に公的年金制度の加入期間がある方は管轄の年金事務所から請求書が送付されます。

手続き方法に関する詳細については、届いた請求書等にてご確認ください。

### Ⅲ 受給開始後に年金が改定または停止になるとき

#### 1 再就職したとき

##### (1) 停止について

老齢厚生年金の受給権者が、市町村役場や民間会社などに再就職し、下記の要件に該当した場合には、年金額の一部（支給停止額が基本月額を超えるときは、年金額の全部）が支給停止されます。

- ・ 70歳未満の方が、厚生年金保険に加入する場合（公務員、私立学校教職員を含む。）
- ・ 70歳以上の方が、厚生年金保険適用事業所に勤務する場合（公務員、私立学校教職員を含む。）
- ・ 国会議員または、地方議会議員となった場合

なお、退職共済年金（経過的職域加算額）については、公務員在職中である間は全額停止となり、民間企業や私立学校に在職中である間は全額支給されます。

また、老齢基礎年金については、支給停止されません。

A. 総報酬月額相当額（※1）と基本月額（※2）との合計額が47万円以下の場合

支給停止額 = 0円（全額支給）

B. 総報酬月額相当額（※1）と基本月額（※2）との合計額が47万円を超える場合

$$\text{支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47 \text{万円}) / 2 \times 12 \text{月}$$

※1 総報酬月額相当額は、「① 標準報酬月額等」と「② 過去1年間の賞与等の総額の1/12」の合算額

① 標準報酬月額等（上限は650,000円、下限は88,000円）

- ・ 厚生年金保険法の規定による標準報酬月額
- ・ 国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の規定による歳費月額
- ・ 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

② 過去1年間の賞与等の総額の1/12（各月の賞与等が150万円を超えるときは、それぞれ150万円として計算する。）

- ・ 厚生年金保険法の規定による標準賞与額
- ・ 国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の規定による期末手当の額（1,000円未満切捨て）
- ・ 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による期末手当の額（1,000円未満切捨て）

※2 基本月額は、老齢厚生年金の年額（加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。）の1/12の額（複数の老齢厚生年金を有する場合、合算した額）

## 【停止額の計算例】

生年月日	昭和37年10月16日	標準報酬月額	30万円
退職日	令和5年3月31日	標準賞与額	
再就職日	令和5年4月1日（厚生年金加入）	令和8年12月	60万円
老齢厚生年金額	120万円	令和9年6月	48万円
退職共済年金額（経過的職域加算額）	10万円	令和9年12月	36万円

老齢厚生年金の受給権が発生した日または厚生年金保険の被保険者等になった日の属する月の翌月から支給停止の対象となります。

### 令和9年11月の停止額計算

#### ○総報酬月額相当額

$$30万円 + (108万円※ \div 12) = 39万円 \quad ※60万円 + 48万円$$

#### ○基本月額

$$120万円 \div 12 = 10万円$$

この数値を支給停止額（年額）の計算式に当てはめると

$$(39万円 + 10万円 - 47万円) \times 1/2 \times 12 = 12万円$$

この結果、老齢厚生年金の120万円のうち12万円が支給停止となるため、108万円（月額9万円）が受給できる額となります。また、退職共済年金（経過的職域加算額）は全額支給されますので、年額合計118万円（108万円+10万円）が受給できる額となります。

## 令和9年12月以降の停止額計算

### ○総報酬月額相当額

$$30 \text{ 万円} + (84 \text{ 万円} \times \div 12) = 37 \text{ 万円} \quad \times 48 \text{ 万円} + 36 \text{ 万円}$$

### ○基本月額

$$120 \text{ 万円} \div 12 = 10 \text{ 万円}$$

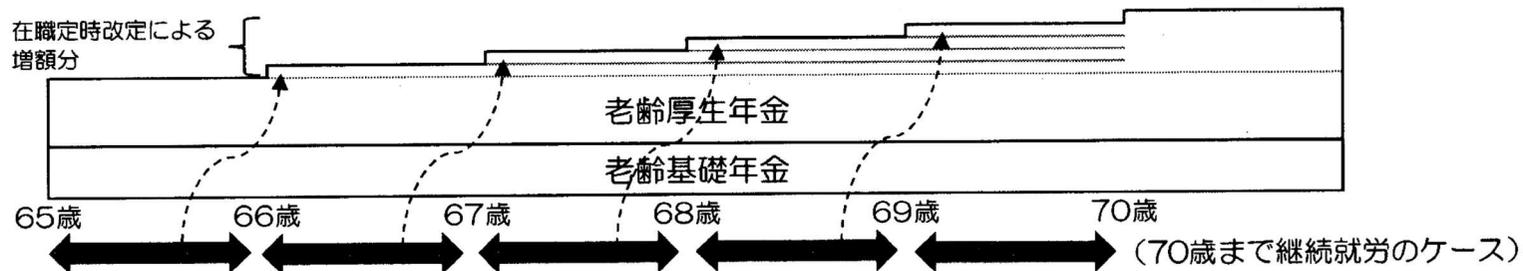
この数値を支給停止額（年額）の計算式に当てはめると

$$(37 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} - 47 \text{ 万円}) \times 1/2 \times 12 = 0 \text{ 円}$$

この結果、老齢厚生年金の支給停止額は0円となるため、全額の120万円（月額10万円）が受給できる額となります。また、退職共済年金（経過的職域加算額）は全額支給されますので、年額合計130万円（120万円＋10万円）が受給できる額となります。

## (2) 改定について

65歳以上の方が、基準日（9月1日）に厚生年金の被保険者である場合は、毎年1回10月分の年金から年金額が改定されます。

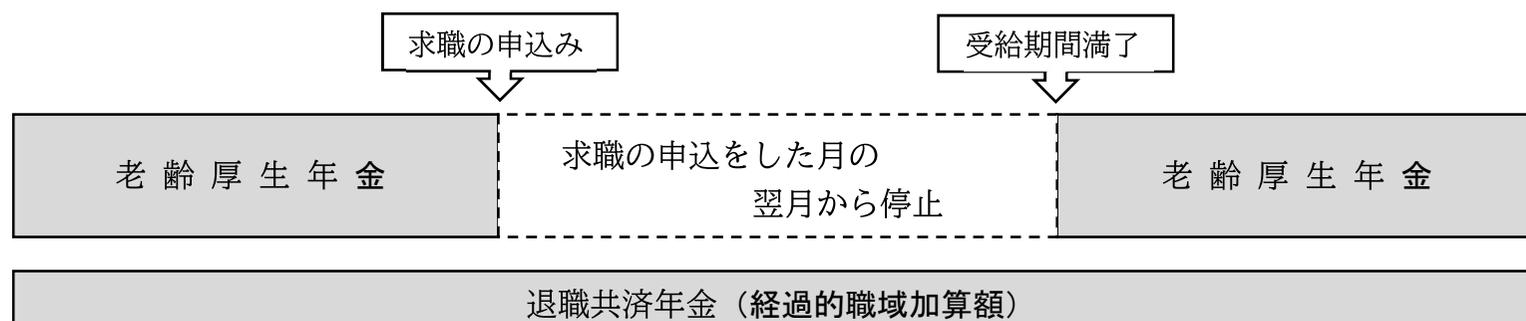


## 2 雇用保険法による失業給付等を受給したとき

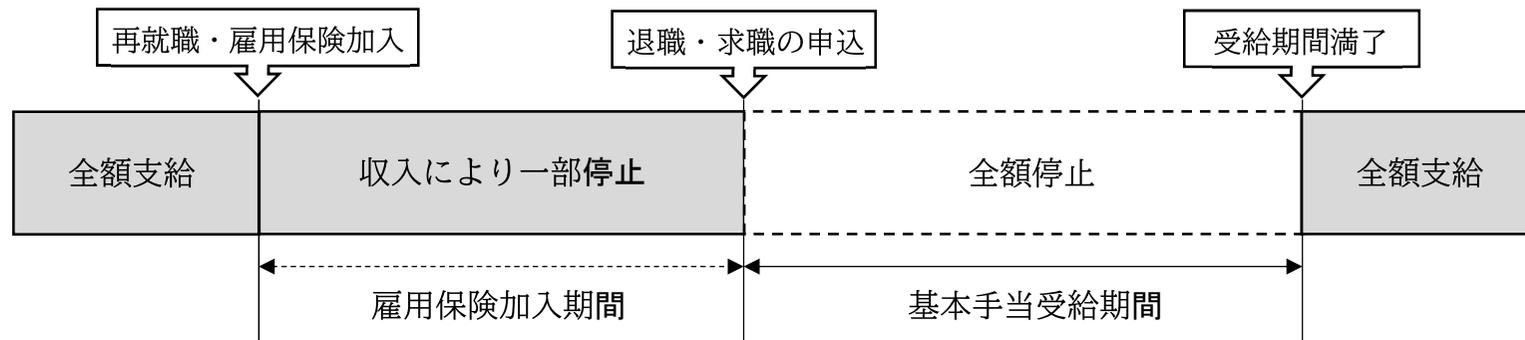
### (1) 失業給付との併給調整

再就職し雇用保険に加入した場合には、再退職に伴い失業給付を受給することができます。しかし、65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が失業給付を受給する間は、失業給付の額にかかわらず、老齢厚生年金が支給停止されます。

※ 退職共済年金（経過的職域加算額）については、停止されません。



【例】特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、民間企業へ再就職（雇用保険に加入）し退職した場合



(2) 高年齢雇用継続給付金との併給調整

65歳未満で老齢厚生年金を受けられる方が、在職中（厚生年金加入中）に雇用保険法の高年齢雇用継続給付金を受けているときは、在職中の標準報酬月額による一部支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付金との調整により、標準報酬月額の約6%に相当する額の老齢厚生年金が支給停止されます。

※ 退職共済年金（経過的職域加算額）については、停止されません。

※ (1)・(2)ともに、65歳以降は年金との調整はありません。

# 繰上げ・繰下げ請求

## I 老齢厚生年金等の請求手続き

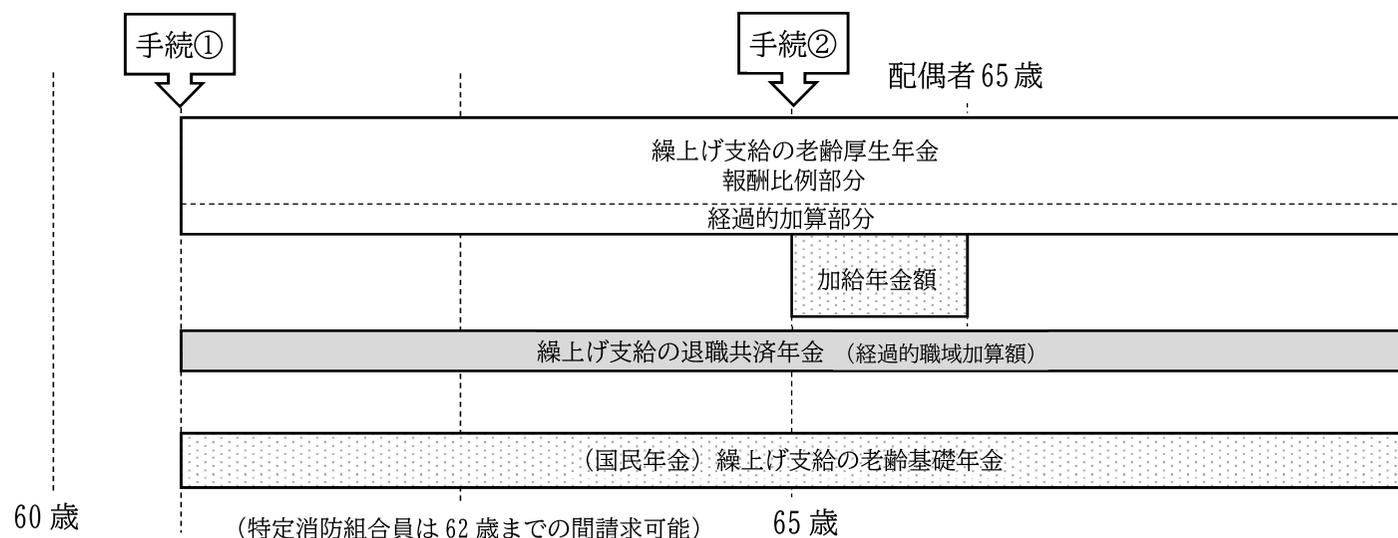
### 1 年金の支給開始を繰り上げて請求する場合

昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた一般組合員の場合

昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日生まれの特定消防組合員の場合

老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げ請求をする場合は、同時に老齢基礎年金も繰り上げることになり、共済組合に繰上げ請求書を提出すると、老齢基礎年金も繰上げ請求されたものとみなされます。

なお、繰上げによる年金は、請求書が受理された日の属する月の翌月から支払いが開始されます。ただし、在職中に繰上げ請求を行った場合は、老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）が、標準報酬等との調整等により一部または全部が停止となることがありますので、繰上げ請求を行う際はご注意ください。



① 繰上げ請求書等により繰上げ支給の老齢厚生年金等の請求を行います。

繰上げ請求書等が共済組合に提出された日の属する月の前月までの組合員期間を算定基礎として、繰上げ支給の老齢厚生年金の額の決定を行います。併せて、65歳から加算される加給年金額の対象となる方の認定を行います。

また、平成 27 年 9 月までの組合員期間を算定基礎として、繰上げ支給の退職共済年金（経過的職域加算額）の額の決定を行います。

繰上げに係る請求書等は共済組合にありますので、繰上げ請求を希望する場合は、共済組合にお問い合わせください。

② 加給年金額加算の手続きを行います。

老齢厚生年金を繰上げ請求した方は、65歳到達時に老齢厚生年金の請求手続きは必要ありませんが、65歳到達時に加給年金額の対象となる方がいる場合は、その方との生計維持関係の有無の確認を行い、加給年金額を加算します。

## 2 年金の繰上げ請求について

### 【注意点】

- ① 繰上げを請求すると、それを取り下げることができません。
- ② 在職中は、標準報酬等との調整により年金の一部または全部が停止となります。(16 ページ参照)
- ③ 繰上げ支給を選択しても、加給年金額の加算は65歳到達時となります。
- ④ 複数の老齢厚生年金の受給権を有することとなる場合は、全て同時に繰上げすることとなります。
- ⑤ 繰上げ請求した後は、事後重症による障害厚生(基礎)年金や寡婦年金を受けられません。
- ⑥ 繰上げ請求時点において特定消防組合員であった方で、厚生年金の被保険者でなく、障害の状態にある場合または長期在職者に該当する場合(45 ページ参照)は、老齢基礎年金の「一部繰上げ」を請求することとなります(「全部繰上げ」(62 ページ参照)を請求することはできません。)。この場合、通常の繰上げと計算方法が異なります。また、加給年金額は特例支給開始年齢(44 ページ参照)到達時に加算されます。詳しくは、共済組合または年金事務所にご相談ください。
- ⑦ 繰上げ請求後に遺族や障害の年金の受給権が発生した場合は、併給調整により、どちらか一方の年金を選択し、受給することになります。
- ⑧ 繰上げ請求すると、家族の健康保険の被扶養者になるための収入要件等に該当しなくなる場合や、所得税や住民税に係る扶養控除に影響がある可能性があります。
- ⑨ 加給年金額対象者が繰上げを請求すると、配偶者の加給年金が停止になることがあります。

(1) 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げについて

老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）は、60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給することができます。また、特定消防組合員の方は、特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）を、60歳から支給開始年齢（44ページ参照）になるまでの間に繰り上げて受給することができます。

なお、その場合は老齢基礎年金の繰上げも同時に行うこととなります。（62ページ参照）

○ 繰上げ支給請求後の年金額の計算式

繰上げによる減額率は、1月当たり0.4%です。

・ 繰上げ支給の老齢厚生年金

**報酬比例部分**

報酬比例部分 × (1 - 0.4% × 繰上げ請求月から支給開始年齢到達月の前月までの月数)

**経過的加算部分**

経過的加算部分 × (1 - 0.4% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

・ 繰上げ支給の退職共済年金（経過的職域加算額）

**経過的職域加算額**

経過的職域加算額 × (1 - 0.4% × 繰上げ請求月から支給開始年齢到達月の前月までの月数)

(2) 老齢基礎年金の全部繰上げ請求について

国民年金の老齢基礎年金についても、60歳以降、本来発生する65歳前までに支給の繰上げ請求を行うことができます。

なお、(1)の請求ができる方は、(1)と(2)の請求を同時に行うこととなります。

○ 繰上げ支給請求後の年金額の計算式

繰上げによる減額率は、1月当たり0.4%です。

・ 繰上げ支給の老齢基礎年金

老齢基礎年金

老齢基礎年金 × (1 - 0.4% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

【老齢厚生年金の繰上げ請求と老齢基礎年金を全部繰上げ請求した場合の減額割合の目安】

一般組合員

生年月日	支給開始 年 齢		繰上げ請求年齢				
			60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳
S37.4.2～	繰上げしない場合	65 歳	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
			24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%

特定消防組合員

生年月日	支給開始 年 齢		繰上げ請求年齢				
			60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳
S37.4.2 ～S38.4.1	繰上げしない場合	62 歳	9.6%	4.8%	—	—	—
			24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
63 歳		14.4%	9.6%	4.8%	—	—	
		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	
S40.4.2 ～S42.4.1		64 歳	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	—
			24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%

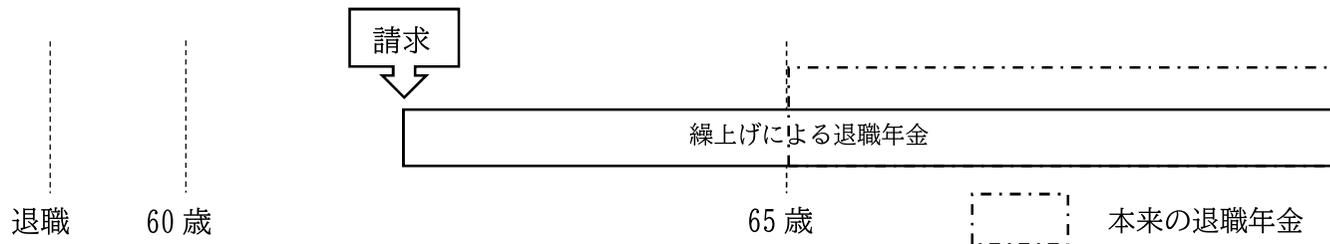
表中の割合について

各生年月日における減額割合の記載については、上段は老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げ開始年齢ごとの減額の割合、下段は老齢基礎年金の繰上げ請求開始年齢ごとの減額の割合を記載しています。

### (3) 退職等年金給付の繰上げについて

当分の間、1年以上の組合員期間を有し、かつ、退職している方は、60歳から65歳に達する日の前日までの間に、退職年金を繰り上げて受給することができます。

なお、繰り上げて受給する場合は、終身退職年金と有期退職年金の請求を同時に行う必要がありますが、老齢厚生年金の繰上げ請求を同時に行う必要はありません。繰り上げて受給した場合、一般的には1年間に受給する年金額は少なくなります。



- ・ 給付算定基礎額の利子は、請求日の前日の属する月までとなり、給付算定基礎額が増加しなくなります。
- ・ 終身退職年金は、終身年金現価率が高くなるため年金額が減額します。

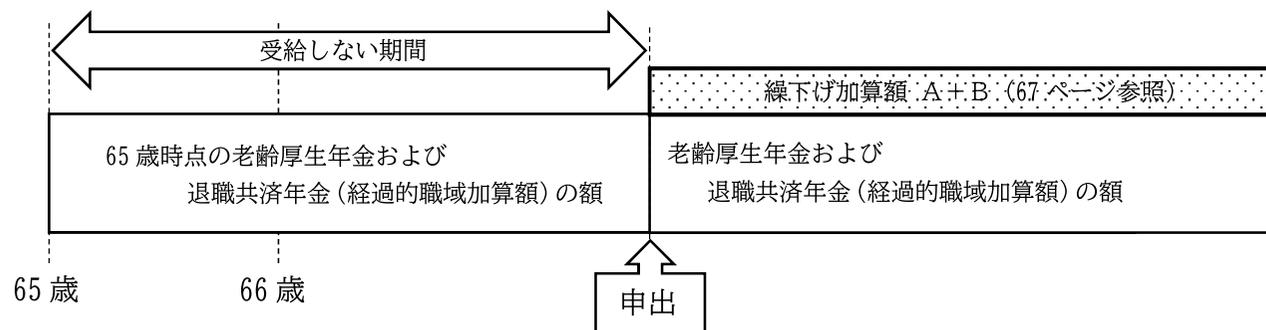
### 3 65歳から支給される年金の支給開始の繰下げについて

#### (1) 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の繰下げについて

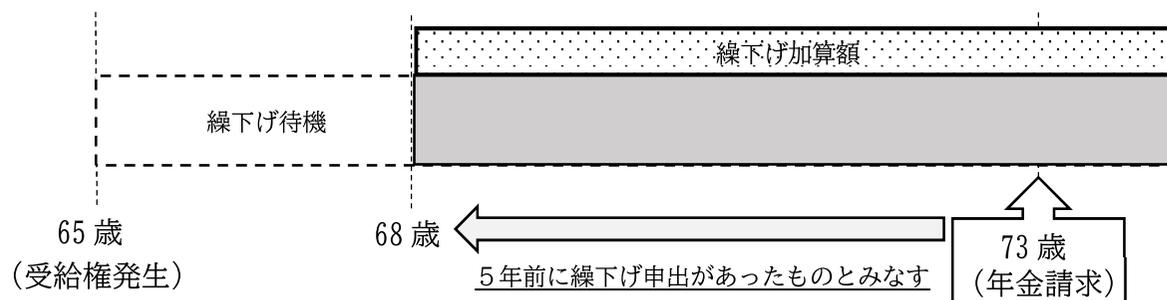
65歳に到達したときに老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の請求を行わず、66歳以降に請求および繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月から、増額された年金額を受給することができます。

なお、繰下げを行う場合、年金の請求および繰下げの申出をされるまでの間、老齢厚生年金（加給年金額を含む。）および退職共済年金（経過的職域加算額）は支給されませんのでご注意ください。

- ① 66歳に達する前に、障害給付（障害基礎年金を除く。）または遺族給付の受給権者となったときは、繰下げの申出はできません。
- ② 66歳以降に障害給付（障害基礎年金を除く。）または遺族給付の受給権者となったときは、その時点までを繰下げ期間として、繰下げを申し出るか、または65歳時に遡及して共済組合へ請求を行うか、いずれかを選択していただくこととなります。
- ③ 繰下げ期間は、最長で10年間（本来支給の年金が65歳から発生する方は75歳まで）となります。
- ④ 75歳を超えて繰下げの申出をしたときは、75歳時点で繰下げの申出があったものとみなします。
- ⑤ 繰上げ請求（58ページ参照）を行った方は、繰下げの申出はできません。
- ⑥ 複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、同時に繰下げを行うこととなります。



※ 70歳を超えて請求を行い、かつ繰下げ申出をしなかったときは、年金請求日の5年前の日に支給繰下げ申出を行ったものとみなされます。これに該当するときは、65歳から年金請求日の5年前までの繰下げ加算額が増額された年金が遡って支給されます。



○ 繰下げ加算の額

受給権発生日（65歳誕生日の前日）の属する月から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数（「繰下げ待機期間」、上限120月）に応じて、0.7%ずつ増額します。

ただし、繰下げ待機期間中に在職等により年金額の全部または一部が支給停止となる場合には、支給停止されていたであろう額を除いて繰下げ加算額を計算します。

なお、加給年金額は、増額の対象ではありません。

○ 繰下げ加算の額の計算式

・ 老齢厚生年金

繰下げ加算額A

$$= (\text{報酬比例部分} \times \text{平均支給率} \times 1 + \text{経過的加算の額}) \times \text{増額率} \times 2$$

$$\begin{aligned} \times 1 \quad \text{平均支給率} &= \text{月単位での支給率} [1 - (\text{支給停止額} \div \text{報酬比例部分})] \text{の合計} \\ &\div \text{繰下げ待機期間} \end{aligned}$$

$$\times 2 \quad \text{増額率} = \text{繰下げ待機期間} \times 0.7\%$$

・ 退職共済年金（経過的職域加算額）

繰下げ加算額B

$$= (\text{経過的職域加算額} \times \text{平均支給率} \times 1) \times \text{増額率} \times 2$$

$$\times 1 \quad \text{平均支給率} = \text{月単位での支給率の合計} [\text{繰下げ待機期間} - \text{支給停止期間}] \div \text{繰下げ待機期間}$$

$$\times 2 \quad \text{増額率} = \text{繰下げ待機期間} \times 0.7\%$$

## (2) 老齡基礎年金の繰下げについて

65 歳に到達したときに老齡基礎年金の請求を行わず、66 歳以降に請求および繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月から、増額された年金額を受給することができます。

なお、繰下げを行う場合、年金の請求および繰下げの申出をされるまでの間、老齡基礎年金が支給されませんのでご注意ください。

また、老齡厚生年金等と老齡基礎年金の繰下げ請求は、以下の条件を満たしている限り別々の時期に請求することが出来ます。

- ① 66 歳に達する前に、被用者年金各法による年金給付（老齡、退職給付除き、昭和 61 年改正前の旧法による年金を含む。以下同じ）の受給権者となったときは、繰下げの申出はできません。
- ② 66 歳以降に、被用者年金各法による年金給付の受給権者となったときは、その時点までを繰下げ期間として繰下げを申し出るか、または 65 歳時に遡及して共済組合へ請求を行うか、いずれかを選択していただくこととなります。
- ③ 繰下げ期間は、最長で 10 年間（本来支給の年金が 65 歳から発生する方は 75 歳まで）となります。
- ④ 75 歳を超えて繰下げの申出をしたときは、75 歳時点で繰下げ申出があったものとみなします。
- ⑤ 繰上げ請求（60 ページ参照）を行った方は、繰下げの申出はできません。

※ 70 歳を超えて請求を行い、かつ繰下げ申出をしなかったときは、年金請求日の 5 年前の日に支給繰下げ申出を行ったものとみなされます。これに該当するときは、65 歳から年金請求日の 5 年前までの繰下げ加算額が増額された年金が遡って支給されます。

○ 繰下げ加算の額

受給権発生日（65歳誕生日の前日）の属する月から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数（「繰下げ待機期間」、上限120月）に応じて、0.7%ずつ増額します。

（3） 退職等年金給付の繰下げについて

退職等年金給付の受給権を有する方が年金の請求を行っていない場合は、退職年金の受給権を取得した日から起算して10年を経過した日（10年経過日）まで、繰下げの申出をすることができます。

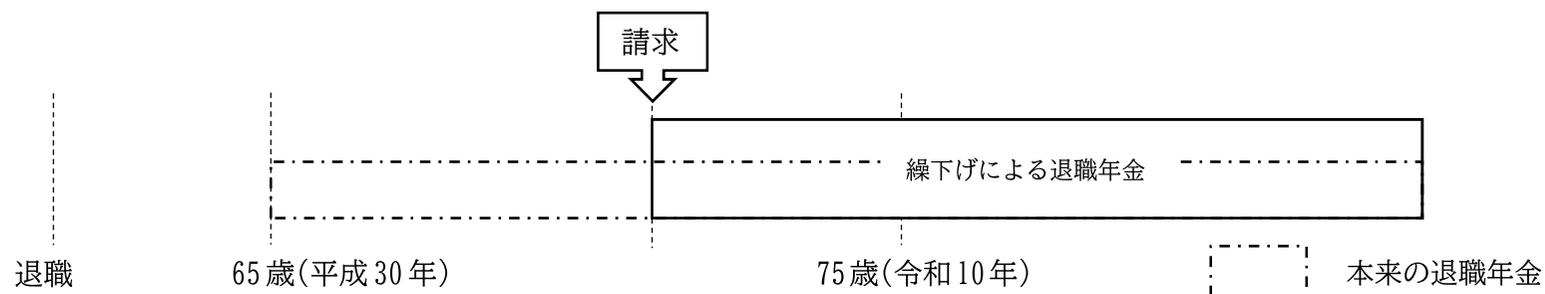
退職等年金給付の繰下げの申出は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要がありますが、老齢厚生年金の繰下げ請求と同時に行う必要はありません。繰下げの申出をした場合の退職年金は、申出があった月の翌月から受給することができます。

繰り下げた場合、一般的には1年間に受給する年金額は増額します。

- ① 10年経過日より後に支給繰下げの申出をした場合、10年経過日に繰下げの申出があったものとみなされます。
- ② 10年経過日より後に退職年金を請求した際に支給繰下げを申し出なかった場合は、退職年金請求日の5年前の日に繰下げの申出があったものとみなされます。

(例) 昭和 28 年 5 月 10 日に生まれた方の退職年金の繰下げ

※この方に 65 歳で発生した退職年金の 10 年経過日は、令和 10 年 5 月 9 日です。



- ・ 給付算定基礎額の利子は請求日の前日の属する月までとなり給付算定基礎額が増額します。
- ・ 終身退職年金は、終身年金現価率が低くなるため年金額が増額します。



## 山口県市町村職員共済組合

---

〒753 - 8529

山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階

ホームページ <https://www.kyosai-yamaguchi.jp/>

年金課 TEL 083 - 925 - 6550

---

